

熊本県告示第 517 号

業務委託契約等に係る入札参加資格審査要領を次のように定める。

平成 14 年 6 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

業務委託契約等に係る入札参加資格審査要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 14 年熊本県告示第 516 号。以下「要綱」という。)第 13 条の規定に基づき、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査事項)

第 2 条 要綱第 6 条第 1 項第 1 号に規定する経営の状況は、次により審査する。

(1) 営業の規模

各営業種目の事業に係る直近 2 年間の事業年度の年平均売上高

(2) 営業年数

審査基準日現在までの営業年数

(3) 経営比率

直近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書による次の比率

ア 流動比率

流動資産の額 ÷ 流動負債の額 × 100 (%)

イ 自己資本比率

自己資本の額 ÷ 総資本の額 × 100 (%)

2 要綱第 6 条第 1 項第 2 号に規定する経営の規模は、次により審査する。

(1) 自己資本の額

直近の事業年度の貸借対照表における資本金、資本準備金及び利益準備金、積立金並びに未処分利益(損失)金の合計金額(個人にあっては次年繰越純資金の額)

(2) 職員の状況

審査基準日における各営業種目の事業従事者(臨時雇職員を除く。)の数

(審査事項の評定点)

第 3 条 前条に規定する事項を審査したときは、別表「審査事項評点数値表」により、審査結果を評点に換算し、各評点を合計して得た数値を評定点とする。

(格付の基準)

第 4 条 前条の評定点に基づき入札参加資格の格付けは、次のとおりとする。

格付け区分	A	B	C
評 定 点	80 点以上	50 点 ~ 79 点	49 点以下

附 則

1 この要領は、平成 14 年 6 月 26 日から施行する。

2 庁舎等の管理業務委託に係る指名競争入札参加資格審査要綱(平成 14 年熊本県告示第 3 号)により格付けを受けた者及び平成 14、15 年度新たに要綱別表「営業種目」の建物清掃で有資格者として登録される者の格付け関係は、平成 16 年 9 月 30 日まで、なお従前の基準によるものとする。

別表（第 3 条関係）

審査事項評点数値表

1 配 点

項 目		点 数
営業の規模		40 点
営業年数		10 点
経営比率	流動比率	20 点
	自己資本比率	10 点
自己資本の額		10 点
職員の状況		10 点
計		100 点

2 各事項の評点

売 上 高						
500 万円未満	500 万円以上 1 千万円未満	1 千万円以上 3 千万円未満	3 千万円以上 5 千万円未満	5 千万円以上 1 億円未満	1 億円以上 2 億円未満	2 億円以上
10	15	20	25	30	35	40

営 業 年 数				
1 年以上 4 年未満	4 年以上 6 年未満	6 年以上 8 年未満	8 年以上 10 年未満	10 年以上
2	4	6	8	10

流 動 比 率				
100% 未満	100% 以上 125% 未満	125% 以上 150% 未満	150% 以上 200% 未満	200% 以上
0	5	10	15	20

自 己 資 本 比 率				
20% 未満	20% 以上 30% 未満	30% 以上 40% 未満	40% 以上 50% 未満	50% 以上
2	4	6	8	10

自 己 資 本 額				
100 万円未満	100 万円以上 300 万円未満	300 万円以上 500 万円未満	500 万円以上 1 千万円未満	1 千万円以上
2	4	6	8	10

従 業 員 数				
10 人未満	10 人以上 20 人未満	20 人以上 50 人未満	50 人以上 100 人未満	100 人以上
2	4	6	8	10

公 告

熊本県公告第 525 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 6 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡合志町大字栄字村上 180 番の一部及び同 191 番の一部
455.78 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡合志町大字栄 191 番地
宇野木 祐司

熊本県公告第 526 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 6 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上六嘉字中郡 2317 番 3
394.94 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市九品寺三丁目 16 番 29 号
廣田 三郎

熊本県公告第 527 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 14 年 6 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 14 年 6 月 6 日
- 2 名称
特定非営利活動法人ワールドキャドネット
- 3 代表者の氏名
栗原 泰喜
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市沼山津一丁目 15 番 4 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、熊本県下の障害を持つ人々に対してコンピューターによる建築設計の指導育成を行うことで障害を持つ人々が自立した生活を送り、バリアフリーのまちづくりを推進し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 528 号

平成 14 年度熊本県公共関与基本計画策定調査業務委託に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について次のとおり定める。

平成 14 年 6 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 指名競争入札に付する事項
平成 14 年度熊本県公共関与基本計画策定調査業務委託
- 2 入札参加資格者
次の（1）から（3）までのすべてに該当する者は、指名競争入札に参加することができる。
（1） 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者
（2） 国税、県税及び市町村税の滞納がない者
（3） 過去 3 年間に於いて、都道府県又は政令指定都市の廃棄物処理施設の公共関与基本計画策定又は廃棄物処理計画策定等に係る業務受託実績がある者
- 3 入札参加資格を得るための申請方法及び時期
（1） 申請方法
平成 14 年度熊本県公共関与基本計画策定調査業務委託に係る指名競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付のうえ 3（2）記載の場所に持参により提出するものとする。

なお、提出した申請書等について説明を求められた場合、これに応じなければならぬ。

- (2) 申請書類の入手先及び提出場所並びに問い合わせ先

郵便番号 862-8570

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県環境生活部廃棄物対策課企画・公共関与班

電話 096-383-1111 内線 7366

- (3) 申請書類の受付期間

平成 14 年 6 月 26 日から同年 7 月 10 日までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時

30 分 から午後 5 時までとする。

- 4 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

- 5 入札参加資格の有効期限

入札参加資格の有効期限は、資格審査の結果を通知した日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。

熊本県公告第 529 号

八代郡宮原町一の井手土地改良区理事長平岡啓輔から平成 14 年 4 月 23 日付けで申請の定款変更については、平成 14 年 6 月 17 日付けで認可した。

平成 14 年 6 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 530 号

八代郡竜北町竜北町土地改良区理事長浜田洋から平成 14 年 5 月 10 日付けで申請の定款変更については、平成 14 年 6 月 17 日付けで認可した。

平成 14 年 6 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 531 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 14 年 6 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日

平成 14 年 5 月 23 日

- 2 名称

特定非営利活動法人くまもと子どもの人権テーブル

- 3 代表者の氏名

砂野 真澄

- 4 主たる事務所の所在地

熊本市田迎五丁目 7 番 6 号

- 5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の市民に対して子どもの人権についての意識を啓発する活動を行い、男女平等及び地域社会の教育力の向上を推進し豊かな子育て環境づくりにつとめるとともに、子どもへの人権侵害を減少させるため子ども及び子どもを取り巻くおとなに対して情報提供並びに支援を行い、もって子どもがひとり人間として尊重されその人権を保障される社会の実現に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 532 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 14 年 6 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日

平成 14 年 5 月 27 日

- 2 名称

特定非営利活動法人いのちのふるさと

- 3 代表者の氏名

緒方 意一郎

- 4 主たる事務所の所在地

上益城郡御船町大字七滝 5021 番地

- 5 定款に記載された目的

この法人は、不特定の人々に対して、環境保全型農業を実践し技術を指導していく中

で、土に触れ、自然の持つ命、安らぎ、癒し等の精神的肉体的健康増進を図る場を提供し、また生命の大切さ、環境保全、健康的な食生活等について学ぶ場を農的環境の中につくり、社会教育の一環として地域社会に貢献することを主たる目的とする。

熊本県公告第 533 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 14 年 6 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 14 年 6 月 10 日
- 2 名称
特定非営利活動法人七城環境ネットワーク
- 3 代表者の氏名
長尾 俊茂
- 4 主たる事務所の所在地
菊池郡七城町大字砂田 1508-1 番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、七城町を中心とする菊池郡市住民に対して、環境の保全及びまちづくりの推進並びに福祉・社会教育の推進に関する事業を行い、住民の福祉に寄与する事を目的とする。

